

# 令和 3 年 9 月 総会議事録

日 時 令和 3 年 9 月 28 日 (火)  
午後 2 時 00 分  
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

# 豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和3年9月28日(火)  
午後2時00分開会 午後2時55分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地  
豊橋市役所 東85会議室
- 3 議事及び報告
  - (1) 議案
    - 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
    - 議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について
    - 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について
    - 議案第36号 農用地利用集積計画について
    - 議案第37号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
    - 議案第38号 非農地証明(遊休農地)について
    - 議案第39号 農業振興地域整備計画変更に係わる意見について
  - (2) 報告
    - 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について  
(事務局長専決)
    - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について  
(事務局長専決)
    - 報告第3号 農地法第6条1項の規定による報告確認について
    - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
    - 報告第5号 現況証明について
    - 報告第6号 農地等の現況について執行官からの照会に対する調査結果  
について
- 4 その他
  - (1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 池田 和浩	2 番 石橋 正通	3 番 太田由美子
6 番 河根 則雄	7 番 小林 澄夫	8 番 小林 尚美
9 番 近藤 好幸	1 2 番 高畑 隆一	1 4 番 中野 安男
1 5 番 彦坂 幸	1 6 番 日向 勉	1 7 番 廣田 良二
1 9 番 星野 鉄典	2 1 番 松井 耕治	2 4 番 村松 史子

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 3名 農業企画課 2名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 9 月総会を開会いたします。  
近藤会長、よろしくお願いたします。

議長 <あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

コロナウイルス関連について、愛知県は緊急事態宣言の期間となっています。今月は出席委員を別紙のとおりとし、会議を行います。また、会議時間の短縮のため、ご協力お願いします。

本日の出席委員は、24 名中 15 名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認め、議席番号 6 番河根規雄委員、同 12 番高畑隆一委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、議事に入る前に農地法等に基づく許可案件について、13 日の書類説明会、農業委員による現地調査、21 日の農地

審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

農地法第3条関係は、変更、取下げ等はありません。

本日は議案のほかに資料1-1として番号11番の案件について、聞き取り調査の概要を配布しておりますので、補助資料と併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願ひいたします。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

農地法4、5条関係について、これまでの対応状況につき説明いたします。

書類説明会資料4ページ5条番号1番、2番、3番耕作者について、適切に農業を行っている者であるのか、営農型太陽光の下部での営農もできるのかという指摘がありました。転用地以外の土地で耕作されていないことをもって、転用許可申請を不許可とすることはできませんが、営農型太陽光においては、パネル下部で営農が行わなければいけません。資料1-1、2ページ目以降をご覧ください。審査会においてパネル下部の農地において適切に農業を営む旨を耕作者から聞き取りしています。なお、他の所有農地についても営農していくことを確認しております。

番号7番資材置場の関係について、土地所有者の農地全体の違反転用の是正が一部未完了となっておりますが、9/22に現地調査し是正が完了したことを確認しました。これにより、補助資料P1の3条番号3番の受人の全部効率化要件を満たすことを確認しています。

6ページ番号16番について、都市計画法の関係が一部未確定でありましたが、当初計画どおりとなりました。

その他変更・取下げ等はありません。よろしくお願ひいたします。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長 それでは5分経過しましたので、精読時間を終わります。  
これより議事に入ります。  
資料1 議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
番号1番から12番の12件のうち、番号5番・6番は、彦坂委員の親族が申請者であるため「農業委員会等に関する法律」第31条の議事参与の制限に該当いたします。  
彦坂委員は、関係案件のみ一時退席をお願いします。  
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
議案第33号、1ページをご覧ください。  
番号1番から12番までにつきまして、書類説明会及び本日の補助資料でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当はしませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。  
全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。  
詳細につきましては議案をご覧ください。  
ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
先ほど説明しましたが、議事参与の制限により、番号1番から4番、7番から12番と番号5番、6番で分けて審議していきます。  
まず、番号1番から4番と7番から12番の10件を一括上程いたします。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

彦坂委員は退席してください。

次に番号5番、6番の2件を一括上程いたします。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員  
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して、異議ございませんか。

委員全員  
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議案第34号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第34号3ページをお願いします。

番号1番の1件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準、一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。周辺農地等に係る営農条件の支障については、隣地承諾書を得た旨の記載があります。詳細につきましては、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしく願います。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委員  
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して異議ございませんか。

委員全員  
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から16番までの16件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第35号、4ページから6ページをお願いします。

番号1番～16番までの16件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準、一般基準とも許可基準を満たし、申請地についても問題ありません。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、番号7番、15番は始末書が添付されています。その他の案件については特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号1番、2番、4番～8番、11番～13番、15番、16番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号3番、9番、10番、14番です。

一時転用については、営農型太陽光の番号1番、2番、3番が該当し、10年間の一時転用計画で農地復元誓約書を添付しています。その他の案件については該当ありません。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号13番については、農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに

決しました。

続きまして、議案第 36 号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

所有権移転の番号 1 番から 2 番の 2 件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。議案第 36 号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、8 月 30 日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法 第 18 条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、2 件 2 筆 2,561 m<sup>2</sup>でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたします。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案を可として、豊橋市長に進達することに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案を可として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第 37 号「相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。

番号 1 番から 13 番までの 13 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 37 号 8 ページをご覧ください。

議案第 37 号は相続税の申告期限から 20 年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。特例適用農地における作目や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この 13 件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。以上です。

議 長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第 38 号「非農地証明書（遊休農地）について」を議題といたします。

番号 1 番から 2 番までの 2 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事 務 局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 38 号 11 ページをご覧ください。

番号 1 番から 2 番の 2 件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき非農地証明（遊休農地）願出書が提出された土地です。

願出地が、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かについて、同要領第 4 条第 1 項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第 5 条に基づき判定をお願いするものです。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑

を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

委員全員  
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第 39 号「農業振興地域整備計画変更に係わる意見について」を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。別添の議案第 39 号、豊橋農業振興地域整備計画の変更について、説明させていただきます。

今回の豊橋農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第 12 条の 2 に基づき基礎調査を実施し、同法 13 条第 1 項により計画の変更（見直し）を行うものです。

この計画見直しにつきましては、毎年 4 回随時変更を行っている農用地利用計画のほか、農業生産基盤の整備及び開発や、農用地等保全整備計画の推進などをうたっております。

このことにつきましては、9 月 13 日（月）の書類説明会において説明を行ったうえで、今回の議案に付すことについて了解いただいております。

以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項に基づき、ご審議をお願いするものです。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

事務局

はい、議長。市農業企画課と農業委員による意見交換を経て、農業委員会の意見を別添 1-3 のとおりまとめておりますので、読み上げさせていただきます。

1 営農型を含めた太陽光発電設備の設置について、近年の国のエネルギー施策により本市においても農地に太陽光発電設備が目立つようになってきているが、昨年 10 月「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」宣言をしたことで、今後、太陽光発電設備の農地への進出がさらに加速することが懸念

される。その一方で、食料自給率は37%と過去最低値となり、これからの農業を支える担い手や新規就農者のために優良農地の確保は最重要課題と考える。

こうしたことから先のエネルギー施策が今後における農業の健全な発展を阻害するものとならないよう、この計画中にその理念を明示するとともに、営農型を含めた太陽光発電設備に係る農用区域内で設置のあり方について改めて検討をお願いしたい。

2 農用区域としない施設について（農用区域の設定方針）  
現在、都市計画道路については農振農用地から除外されていることから農地銀行の売買の対象となっていない。都市計画道路の事業認可前までは農振農用地とし農地の流動化を図れるよう、その可能性について検討をお願いしたい。

以上です。

議 長  
委 員  
議 長

その他、意見等はございませんか。

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、別添 1-3 の内容を意見することに決して異議ございませんか。

委員全員  
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

次に報告事案について事務局に説明をお願いします。

事 務 局

はい、議長。報告させていただきます。議案の12ページをお願いします。

報告第1号の番号1番から4番までの4件、及び13ページからの報告第2号の番号1番から18ページ36番までの36件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に19ページをお願いします。

報告第3号の番号1番から5番の5件については、農地所有適格法人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。

いずれも要件を満たしていることを確認し処理しました。

次に 20 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 21 ページ 9 番までの 9 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に 22 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番から 5 番までの 5 件については、20 年以上非農地であることの現況証明願いです。願い出の現況及び添付書類を審査の上、9 月 21 日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 3 番は雑種地課税、それ以外は宅地課税でした。

次に 23 ページをお願いします。

報告第 6 号の番号 1 番については、名古屋地方裁判所 豊橋支部執行官からの照会です。

番号 1 番は、市街化区域の農地で、平成 29 年 10 月 13 日付け農地法第 5 条の届出がされています。また、現地調査の結果、現況は宅地、雑種地となっていますので農地性はないものと判断しました。

9/15 付け事務局長名で回答しました。

報告は以上です。

議長 以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。 (午後 2 時 45 分中断)

<農地銀行運営委員会議>

総会を再開いたします。 (午後 2 時 50 分再開)

議長 その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

(午後 2 時 55 分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和3年9月28日

議長  
(会長 近藤 好幸)

議事録署名者  
(6番 河根 規雄 委員)

議事録署名者  
(12番 高畑 隆一 委員)